

富士市公告第 111 号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 15 日

富士市長 小長井 義正

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度 若者ビジネスプラン作成チャレンジ支援事業業務委託

(2) 業務内容

高校生・大学生や卒業後間もない 10～20 代の若者に、市内事業所の新規ビジネス構築に携わる機会を提供することにより、本市のビジネスシーンで活躍し、地域に根差す若者を誘引する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

(4) 支払限度額

1, 051, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和 7 年度富士市競争入札参加資格審査の登録者又は申請者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執

行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和7年4月15日(火)から同年5月8日(木)まで

(2) 交付書類

ア 令和7年度 若者ビジネスプラン作成チャレンジ支援事業業務委託 プロポーザル実施要領

イ 令和7年度 若者ビジネスプラン作成チャレンジ支援事業業務委託 仕様書

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola000004iklo.html>

4 参加表明に関する質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に関する質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和7年4月15日(火)午前8時30分から

同年4月17日(木)午後5時15分まで

(2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送付した場合は、富士市役所総務部シティプロモーション課移住定住推進室へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2930(直通)

※午前8時30分から午後5時15分まで対応

(3) 質問回答日 令和7年4月23日(水)

- (4) 回 答 方 法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) そ の 他 質問に対する回答内容は、令和7年度 若者ビジネスプラン作成
チャレンジ支援事業業務委託プロポーザル実施要領の追加又は修正と
して取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年4月15日（火）午前8時30分から
 同年4月28日（月）午後5時15分まで
- (2) 提 出 先 富士市役所総務部シティプロモーション課移住定住推進室（市庁舎8
 階）
- (3) 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこ
 と。）
- (4) 提出書類 令和7年度 若者ビジネスプラン作成チャレンジ支援事業業務委託プ
 ロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- (1) 令和7年4月15日（火） 公告
- (2) 令和7年4月17日（木） 参加表明に関する質問書提出期限
- (3) 令和7年4月23日（水） 参加表明に関する質問書回答日
- (4) 令和7年4月28日（月） 参加表明書等の提出期限
- (5) 令和7年4月28日（月） 企画提案書等提出に関する質問書提出期限
- (6) 令和7年5月 1日（木） 企画提案書等提出に関する質問書回答日
- (7) 令和7年5月 8日（木） 企画提案書等の提出期限
- (8) 令和7年5月 8日（木） 参加辞退届の提出期限
- (9) 令和7年5月19日（月） プレゼンテーション及びヒアリング
- (10) 令和7年5月下旬 審査結果通知書の発送
- (11) 令和7年5月下旬 契約内容協議
- (12) 令和7年5月下旬 契約締結

7 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書等の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費
用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提
案書等を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書及び企画提案書等が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者名等についての質問は

一切受け付けない。

- (6) 参加表明書及び企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。

また、企画提案書等に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。

- (7) 特定された企画提案書等の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。

- (8) 本公募型プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書等の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。

- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書等の提出者の特定後に確定する正式な業務委託仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。

なお、再度提出する見積書は、企画提案書等とともに提出する。

- (10) 詳細は、上記3により交付する令和7年度 若者ビジネスプラン作成チャレンジ支援事業業務委託プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。